**受託事業、施設貸出や広報・広告配布について**

**モンゴル・日本人材開発センター**

**第1条（目的）**

* 1. この付属書は当センターに事業を委託、施設の借用、事業を共催したい個人、団体の広報用のテキストや画像ファイルを当センターのホームページやSNS上に投稿する際の必要事項を定めたものです。

**第2条（投稿する内容と広報する内容の規定）**

2.1　投稿する内容に嘘、偽りがないこと。

2.2　政治や宗教関連の情報、政治活動や宗教活動の広報ではないこと。

2.3　当センターと協力、共催しない団体の場合“Төв / センター”という言葉を使わないこと。

2.4　画像投稿の場合、画像内のテキストが画像の30％以下であること。

2.5　電話番号、メールなどの連絡先を画像内に入れていること。

2.6　画像投稿に当センターのホームページやSNS上に投稿する時、“この広告は当センターとは関係ありません”という判が押されます。

 **第3条（料金）**

3.1　当センターのホームページの　で投稿する場合1日30,000₮

3.2　当センターのフェイスブックページ上でピンポストにする場合1日30,000₮

3.3　当センターのフェイスブックに投稿する場合1日20,000₮

3.4　フェイスブック上で有料で広報する場合10, 20, 30ドルで投稿することができます。

 /その日のモンゴル銀行のドル値で計算します。/

3.5　当センターの利用者にメールを送るときの値段。画像が入っている場合一つのアドレスにつき10₮,　テキストだけの場合一つのアドレスにつき5₮。

3.6　投稿する画像を作る場合一つ50,000₮